



なのはな だより vol.17

令和3年7月 富士市都市計画課発行

「なのはな」は、吉永北地区の「くらしの足」として皆さまにご利用いただき、平成29年4月1日の本格運行開始から、4年が経ちました。今号では、令和2年度の利用実績などについてお知らせします。今まで「なのはな」のことをご存じなかった方もこれを機に知っていただき、ご利用いただくと幸いです。

●令和2年度の評価●

なのはなバス

| 評価指標 | 令和元年度 | 目標値 | 令和2年度 | 前年比 | 評価 |
|--------------------------|---------|-----------|---------|--------|----|
| 利用者数 | 1,773 人 | 1,773 人以上 | 1,579 人 | -194 人 | ☹️ |
| 収支率 (運行経費に対する運行収入の割合) | 24.1% | 33.3% | 20.0% | -4.1% | ☹️ |

デマンドタクシーなのはな

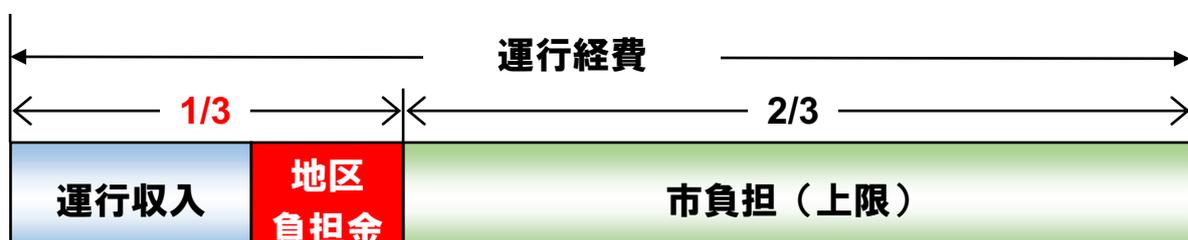
| 評価指標 | 令和元年度 | 目標値 | 令和2年度 | 前年比 | 評価 |
|--------------------------|---------|-----------|---------|---------|-----|
| 利用者数 | 2,923 人 | 2,923 人以上 | 2,051 人 | -872 人 | ☹️ |
| 1台当たりの利用者 | 1.32 人 | 1.20 人 | 1.11 人 | -0.21 人 | - ※ |
| 収支率 (運行経費に対する運行収入の割合) | 36.9% | 33.3% | 33.6% | -3.3% | 😊 |

※感染拡大防止のため、同居家族以外との乗合を休止しているため、令和2年度の評価対象外とします。

「なのはなバス」と「デマンドタクシーなのはな」共に、すべての評価指標が、前年に比べて減少しました。

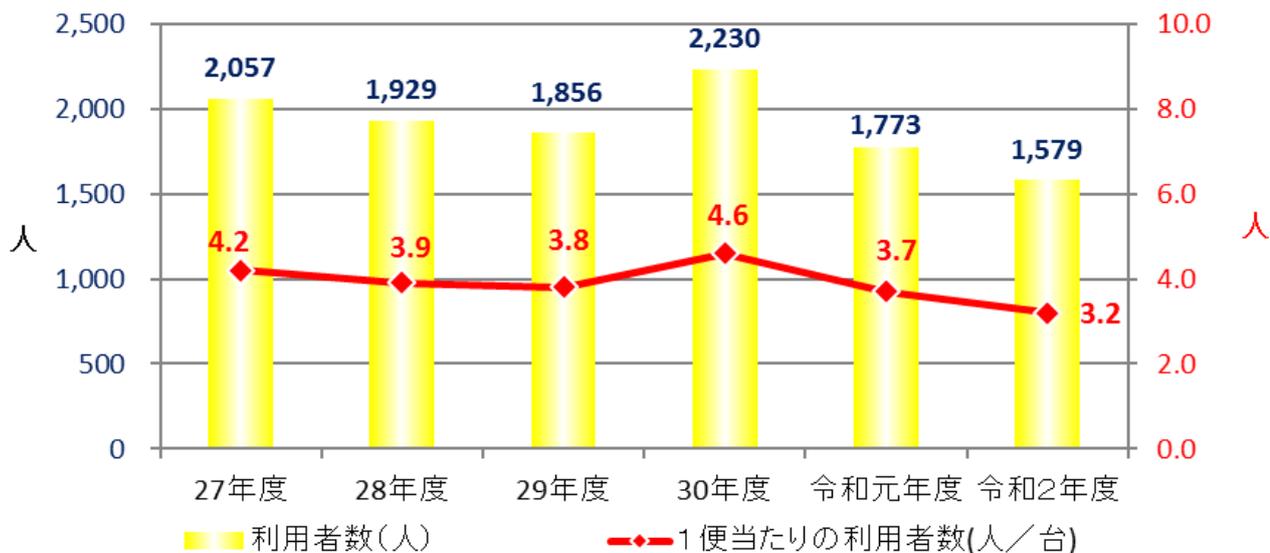
＜コミュニティ交通を本格運行する際の費用負担のルール＞

本市では、「なのはな」などのコミュニティ交通を本格運行する際、運行経費の2/3までを市の負担の上限とし、残りの1/3は運行収入（運賃収入、事業者等からのサポート金）、及び地区負担金で賄うこととしています。



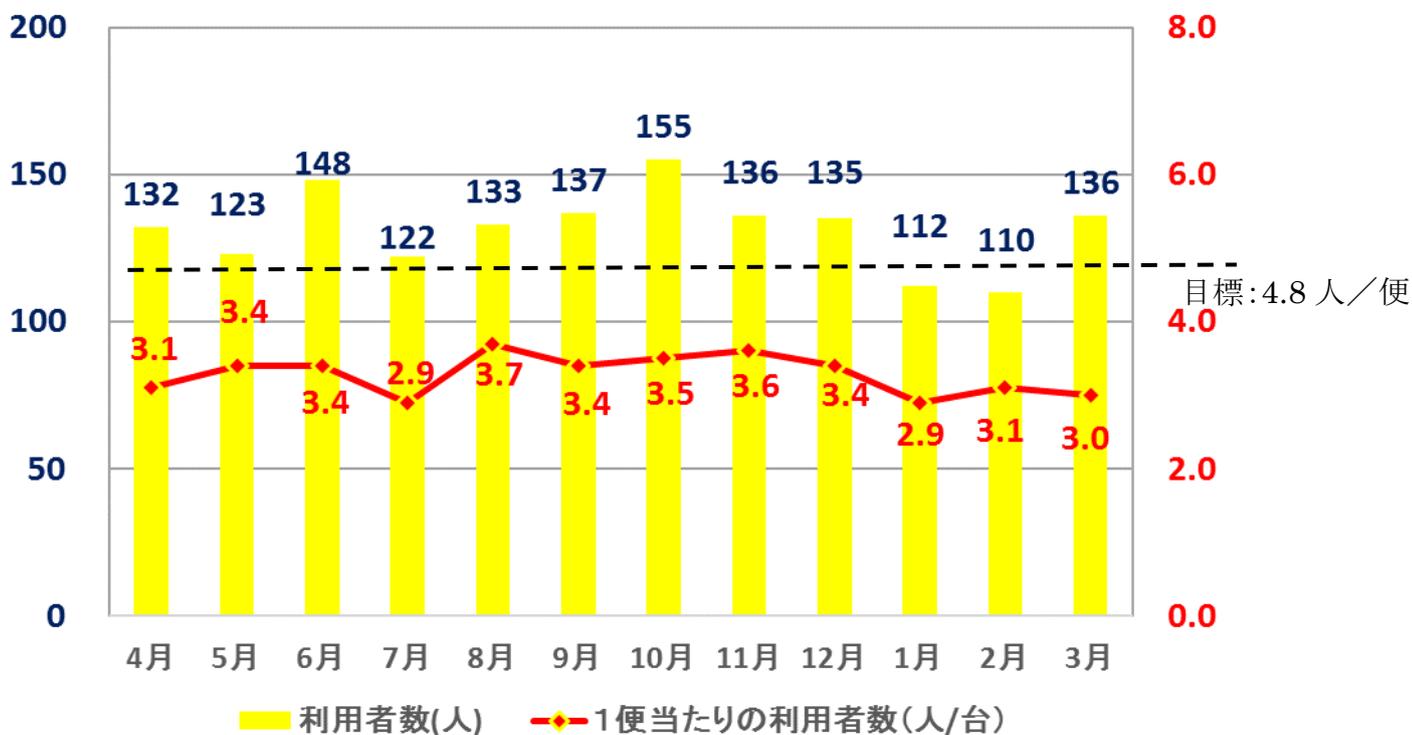
内面もごらんください！

●なのほなバス 「年度別」利用者数●



利用人数、1便当たりの利用者数共に前年度より減少し、過去最少となりました。コロナ禍で、利用が控えられたためだと考えられます。

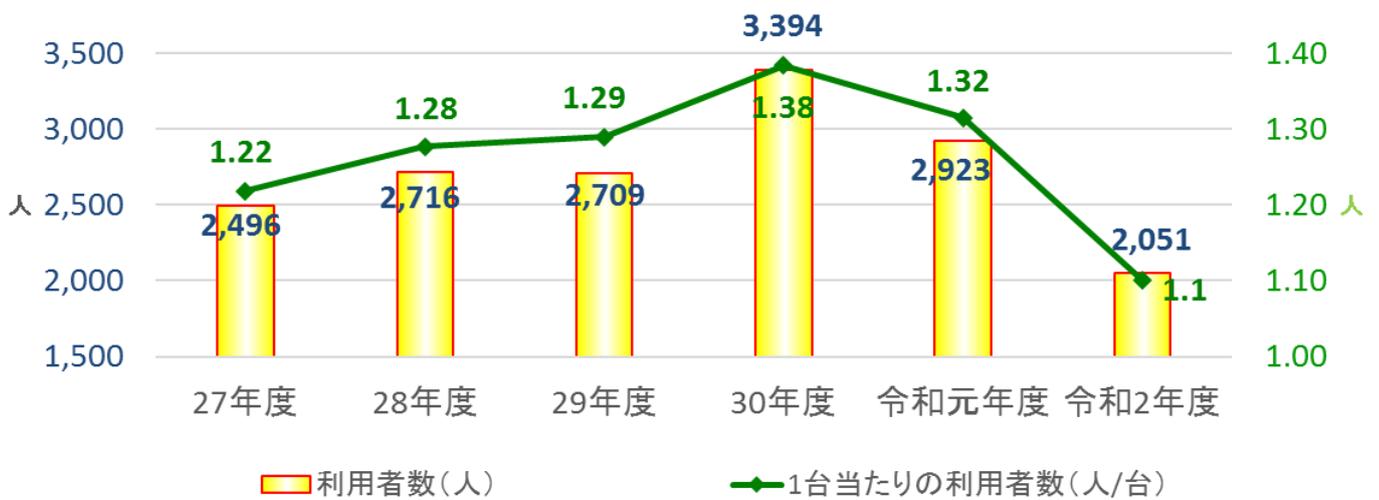
●なのほなバス 「月別」利用者数●



利用者数の月平均は 131 人でした。

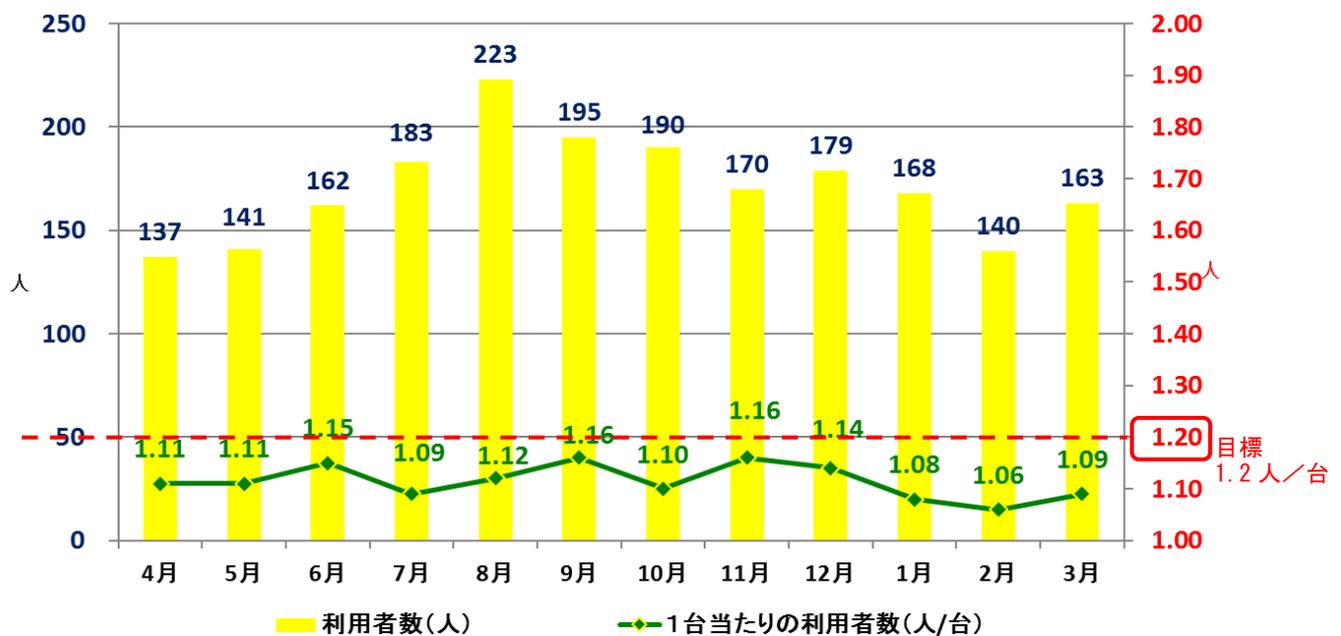
1便当たりの利用者数の平均値は、目標としていた4.8人に対し、3.2人となりました。

●デマンドタクシーなのはな「年度別」利用者数●



利用人数、1台当たりの利用者数共に前年度より減少し、過去最少となりました。コロナ禍で、利用が控えられたためだと考えられます。

●デマンドタクシーなのはな「月別」利用者数●

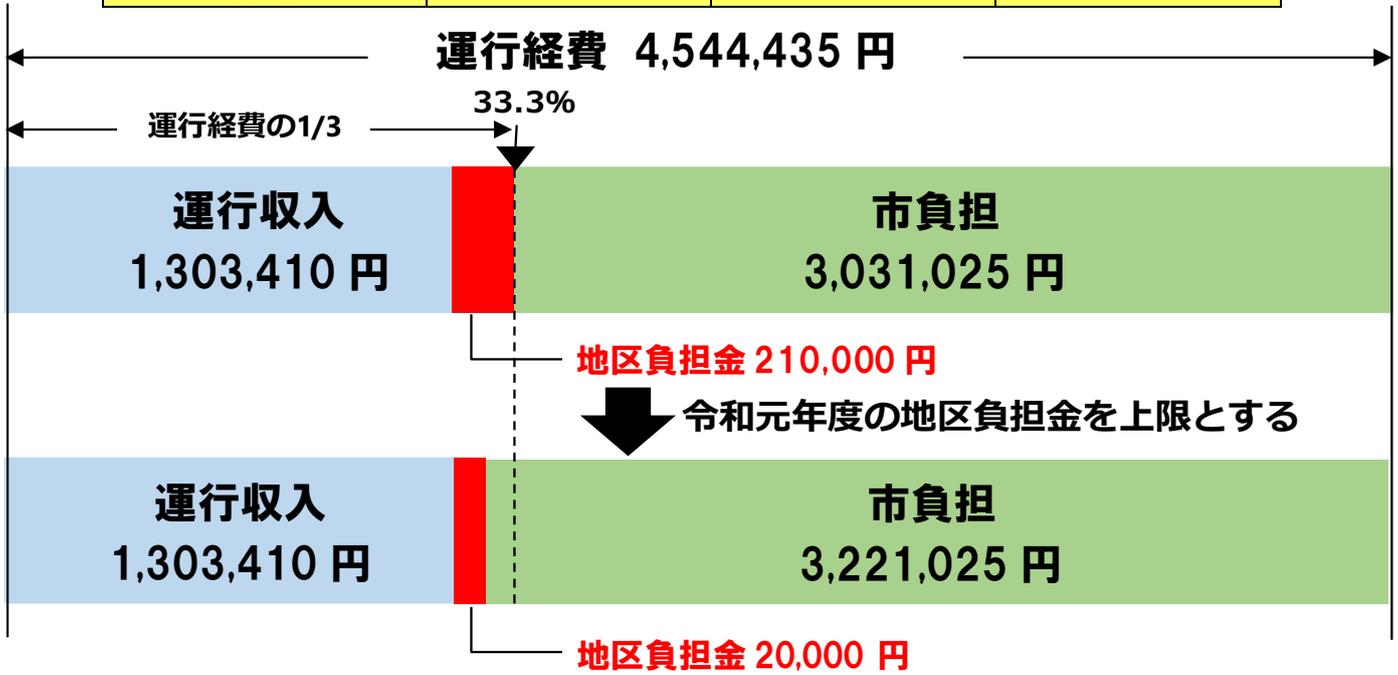


利用人数は、増加傾向にありましたが、8月をピークに減少しました。
1台当たりの利用者数は、年間を通して、目標の1.2人/台を上回ることはありませんでした。

●令和 2 年度の収支実績と地区負担金の特例措置●

<令和 2 年度 収支実績>

| | 運行経費 | 運行収入 | 収支率 |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------|
| なのはなバス | 1,636,500 円 | 327,790 円 | 20.0% |
| デマンドタクシーなのはな | 2,907,935 円 | 975,620 円 | 33.6% |
| 合計 | 4,544,435 円 | 1,303,410 円 | 28.7% |



「なのはなバス」と「デマンドタクシーなのはな」の実績を合計した結果、収支率が28.7%となり、地区負担金が発生しない33.3%を下回ったため、210,000 円の地区負担金が発生しました。

しかし、コロナ禍により利用者が減少し、収支が悪化したと考えられるため、前年度の実績額を上限とする特例措置が適用され、令和 2 年度の地区負担金は 20,000 円になりました。

●感染症予防について●

「なのはな」では感染症予防対策として、運転士の体調管理や車内の消毒・換気等を実施しています。

皆さまにおかれましても、ご利用の際は、マスク着用などの咳エチケットの徹底や、手洗い、消毒などの感染拡大防止にご協力ください。

また、体調不良の際はご利用を控えていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】 富士市都市計画課 公共交通推進担当

電話:55-2904

FAX:51-0475

メール:toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

この印刷物は、印刷用の紙にリサイクルできます。